

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 歴史的風致の分布

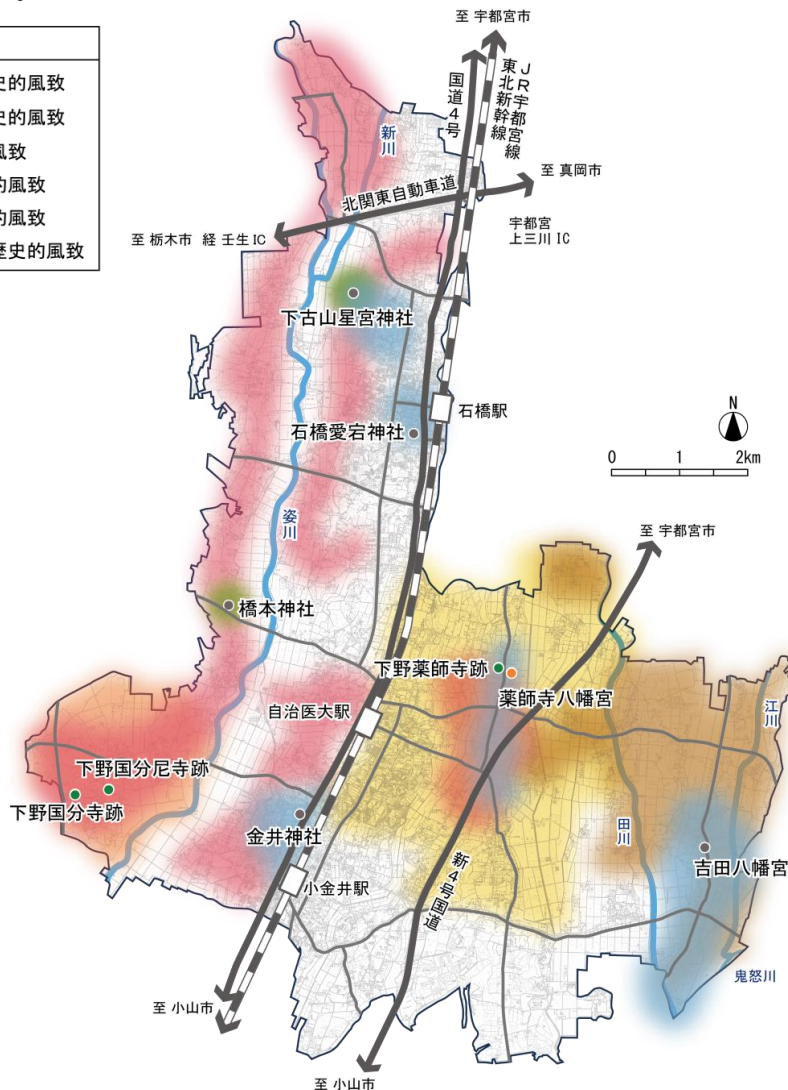
本市は、西部に^{すがたがわ}姿川、^{おもいがわ}思川が、^{たがわ}東には田川、^{きぬがわ}鬼怒川が南流し、南へ緩やかに傾斜しながら南北に伸びる台地の周辺に段丘面を形成している。このような地形の特徴によって、水の確保や日当たり、眺望といった人が生活するための良好な環境の条件を満たす場所が限定されていたことから、古代から現代まで人の生活する場所は台地上のほぼ同じ位置に継承され、各時代の遺跡や遺構が重複して発見されている。

そして本市の歴史的環境を決定づける官寺であった薬師寺や国分寺のみならず、それ以前に築造された古墳群や隣接する国庁跡等の存在を考えると、古代より、現在の下野市よりも広範な地域における信仰や文化の中心であったと考えられる。そしてこの地域はこれらの古代の建造物や空間構成をもとに集落等が形成・発達し、人々の生活が連綿と続けられてきた。そういった信仰や文化、それらと深くかかわりを持ってきた人々の営みを示す遺跡や建造物のみならず、風習や行事が今日まで継承され、歴史的風致を形成している。

このような歴史的文化的背景を踏まえ、本計画では下記の表に示す6つの歴史的環境を歴史的風致とすることとした。

凡 例	
	薬師寺地域にみる歴史的風致
	国分寺地域にみる歴史的風致
	天王様にみる歴史的風致
	太々神楽にみる歴史的風致
	干瓢生産にみる歴史的風致
	ワラデッポウにみる歴史的風致

指定文化財	
	国指定
	県指定
	未指定文化財



下野市の歴史的風致の分布

下野市の歴史的風致の概要

No.	名称	歴史的風致の特性	主な指定文化財等
1	薬師寺地域にみる歴史的風致	<ul style="list-style-type: none"> 下野薬師寺を中心とした古代以来の集落や周辺環境が形成する歴史的環境 7世紀後半から8世紀に創建された東国仏教の中心地として発展した寺院と周辺環境 下野薬師寺と周辺の集落の寺院創建時以来の密接な関係性と周辺環境を含めた空間構造とそれらを構成する建造物など(環境物権的な)の継承・現存 下野薬師寺に関連するとされる「薬師寺」などの地名や仏教寺院とそれらを中心とした社会的な共同体の関係を継承・維持 下野薬師寺との関係や仏教を起源とした祭礼・伝統行事などの活動の発展、維持、継承 	<ul style="list-style-type: none"> 下野薬師寺跡(国指定の史跡) 薬師寺八幡宮本殿、拝殿(県指定の建造物) 六角堂(市指定の建造物)
2	国分寺地域にみる歴史的風致	<ul style="list-style-type: none"> 下野国の仏教の拠点として創建された国分寺・国分尼寺と周辺環境が形成する歴史的環境 国分寺創建以前にも多数の古墳が築造された良好な地勢 寺院衰退後も保持された寺院跡に対する神聖の意識と寺院跡を中心とした空間構造 国分寺という仏教寺院としての名称の継承と、周囲の神社などの宗教施設等と関連しながら発展・継承された信仰や伝統行事、日常生活などの地域活動 	<ul style="list-style-type: none"> 下野国分寺跡(国指定の史跡) 下野国分尼寺跡(国指定の史跡) 五輪塔(市指定の考古資料)
3	天王様にみる歴史的風致	<ul style="list-style-type: none"> 天王信仰にもとづく祭礼は様々な地域に残る厄除けを目的とした祭礼 地域によっては五穀豊穡の意味も含む(神輿の屋根に鳳凰と稲穂を装飾) 本市で天王信仰による祭礼は「天王様」の愛称で親しまれ古くから実施 集落ごとに独自の発展をしながら現在まで継続 現在まで集落単位で実施されていることにコミュニティの継続を支える意義 ①薬師寺地域(薬師寺八幡宮)、 ②本吉田地域(吉田八幡宮) ③石橋地域(石橋愛宕神社) ④下古山地域(下古山星宮神社) ⑤小金井地域(金井神社) 	<ul style="list-style-type: none"> 薬師寺八幡宮本殿、拝殿(県指定の建造物) 金井神社本殿(市指定の建造物) 小金井一里塚(国指定の史跡)
4	太々神楽にみる歴史的風致	<ul style="list-style-type: none"> 明治あるいは江戸時代から継続して太々神楽を毎年奉納 保存会をはじめとする地域の人々によって舞や演奏の技術が継承されている ①下古山星宮神社の太々神楽 ②橋本神社の太々神楽(鷲宮神社の神楽を移管) 	<ul style="list-style-type: none"> 下古山星宮神社太々神楽(市指定の無形民俗文化財) 橋本神社太々神楽(市指定の無形民俗文化財)
5	干瓢生産にみる歴史的風致	<ul style="list-style-type: none"> 全国1位の生産量を誇る干瓢生産の地域 江戸時代に壬生藩の鳥居忠英が前領地から取り寄せ、栽培を開始 生産過程と堆肥の原料となる落ち葉を供給する平地林(古墳)と夕顔畑、干瓢生産の場である農家住宅が形成する文化的景観 	<ul style="list-style-type: none"> 平地林(古墳・中世城館跡)
6	ワラデッポウにみる歴史的風致	<ul style="list-style-type: none"> ワラデッポウは豊作祈願や収穫の感謝をあらわす伝統行事 古くから(明治44年の記事が残る)、吉田地域で行われてきた 子どもたちが藁鉄砲(叩き棒)を持って家々をまわり、掛け声とともに地面を叩く、行事後は庭先の柿や栗の木に叩き棒を吊るす 藁鉄砲は親や地域のお年寄りから学校や育成会の活動の中で子どもたちに伝承 	—

2. 重点区域の位置及び区域

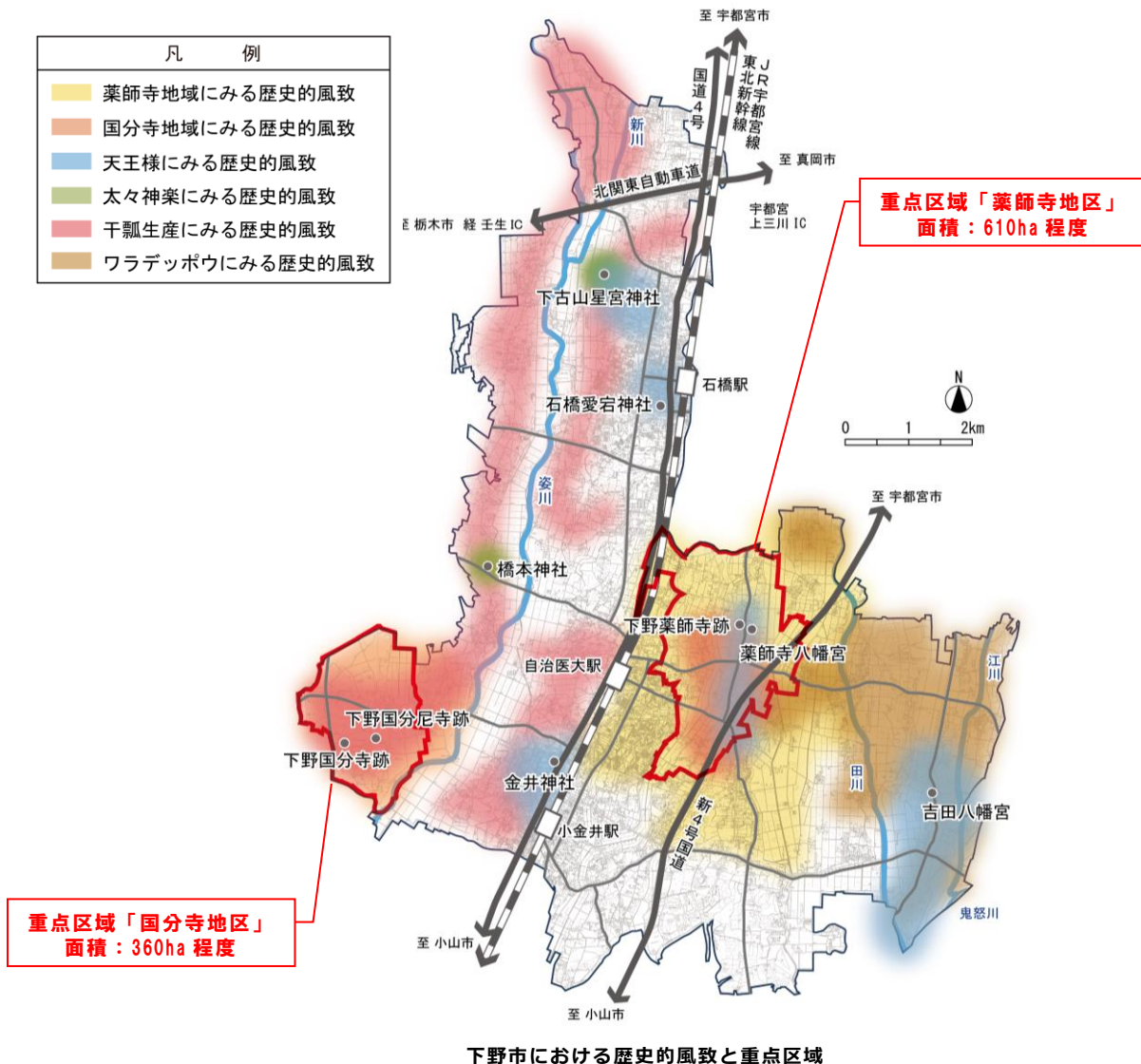
(1) 区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定の文化財を中心としてその他の多様な歴史的な要素が集積し、歴史と伝統を反映した人々の生活が現在も展開され、それらが一体となって、本市の良好な環境を形成している範囲とするとともに、歴史的風致を構成する要素や活動の維持や発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持向上が効果的に得られる範囲とする。

本市の歴史文化の発展の基盤をなす地域として、国指定の史跡である下野薬師寺跡、下野国分寺・下野国分尼寺跡周辺は本市の歴史的風致を形成しており、今後の歴史文化を活かしたまちづくりの拠点としても重要な位置づけにある。

これらの状況を踏まえ、本計画では、「天王様みる歴史的風致」と「干瓢生産みる歴史的風致」の一部を内包し、「下野薬師寺の創建みる歴史的風致」の範囲である「薬師寺地区」、及び「国分寺地域みる歴史的風致」である「国分寺地区」を重点区域として設定し、重点的かつ一体的な施策を展開することにより、本市のさらなる歴史的風致の維持・向上を図る。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進する中で本市の歴史的風致の維持・向上により効果的に寄与する範囲が生じた場合等には、随時見直すものとする。



1) 薬師寺地区

先に述べた区域設定の考え方に基づく当地域の範囲としては、史跡下野薬師寺とこれと密接な関係にある歴史的建造物等が現存する歴史的集落を中心に、仏教等の信仰やそれに関連する歴史や伝統から発展した祭礼、伝統行事、地域活動が形や名称を変えながらも現在まで継承されている範囲を設定する。

「薬師寺地区」は、市の中央部、奈良時代に整備された東山道と近世に整備された関宿通り多功道（日光東往還）が交差する地点に位置する。当地区では、下野薬師寺跡が国指定の史跡であり、その史跡指定範囲内には市指定の文化財の「六角堂」が位置する。また指定地の東南隅に隣接する「薬師寺八幡宮本殿及び拝殿」が県の史跡、境内のケヤキが市の天然記念物に指定されている。そして「薬師寺地域にみる歴史的風致」を中心とし、天王様が継続して行われる薬師寺八幡宮や干瓢生産が現在も盛んに行われる地域が位置しており、具体的には「天王様にみる歴史的風致」と「干瓢生産にみる歴史的風致」の一部が重なる。

これらを踏まえて薬師寺地区においては、国指定の史跡下野薬師寺を起源とする寺院およびこれと密接な関係にある施設等とその檀家や氏子圏を網羅する地域を重点区域とし、字界、道路界を境界とする。

重点区域の設定

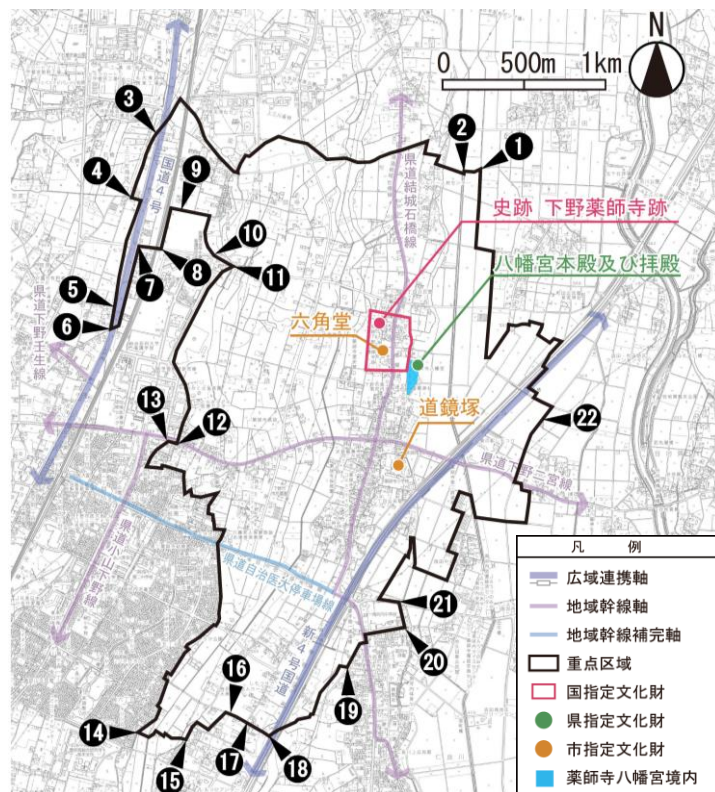
①～②	大字薬師寺・成田界	⑫～⑬	自治医科大学境界（県道310号南側境界）
②～③	大字薬師寺界（上三川町界）	⑬～⑭	市街化区域・調整区域境界
③～④	大字薬師寺・下石橋界	⑭～⑮	大字薬師寺・柴界
④～⑤	大字薬師寺・笹原界	⑮～⑯	市街化区域・調整区域境界
⑤～⑥	大字薬師寺・小金井界	⑯～⑰	大字薬師寺・柴界
⑥～⑦	市道4037号線	⑰～⑱	市街化区域・調整区域境界
⑦～⑧	市道1-7号線	⑱～⑲	大字薬師寺・仁良川界
⑧～⑨	自治医科大学境界	⑲～⑳	市街化区域・調整区域境界
⑨～⑩	自治医科大学境界（市道5055号線）	⑳～㉑	大字薬師寺・仁良川界
⑩～⑪	自治医科大学境界（市道1-7号線）	㉑～㉒	大字薬師寺・田中界
⑪～⑫	自治医科大学境界（市道4133号線）	㉒～㉓	大字薬師寺・町田界

重点区域の名称：

薬師寺地区

重点区域の面積：

610ha程度



重点区域「薬師寺地区」の範囲

2) 国分寺地区

先に述べた区域設定の考え方に基づく当地域の範囲としては、史跡下野国分寺跡・国分尼寺跡とこれと密接な関係にある歴史的建造物等が現存する歴史的集落を中心に、仏教等の信仰やそれに関連する歴史や伝統から発展した祭礼や伝統行事、地域活動が形や名称を変えながらも現在まで継承されている範囲を設定する。

「国分寺地区」は、東山道と日光道中壬生通り（日光西街道）が交差する付近に位置する。当地区でも、薬師寺地区と同様、国指定の史跡下野国分寺・国分尼寺跡を中心として古墳群や歴史的建造物等が分布し、仏教等の信仰や伝統行事、地域活動が、形や名称を変えながらも現在まで継承され、またそれを支えてきた生業のひとつである干瓢生産がつくりだした文化的景観が広がる。すなわち、「国分寺地域にみる歴史的風致」を中心に「干瓢生産にみる歴史的風致」の一部が重なっている。

これらを踏まえて、国指定の史跡下野国分寺・国分尼寺跡とその信仰に関連する愛宕神社等の関連文化財群と、国分寺地域で行われる祭礼、伝統行事、地域活動が行われ、今日の下野の伝統的な景観を特徴づけている「干瓢生産にみる歴史的風致」を内包する範囲を重点区域として設定し、字界、河川、道路界等により境界とする。

重点区域の設定

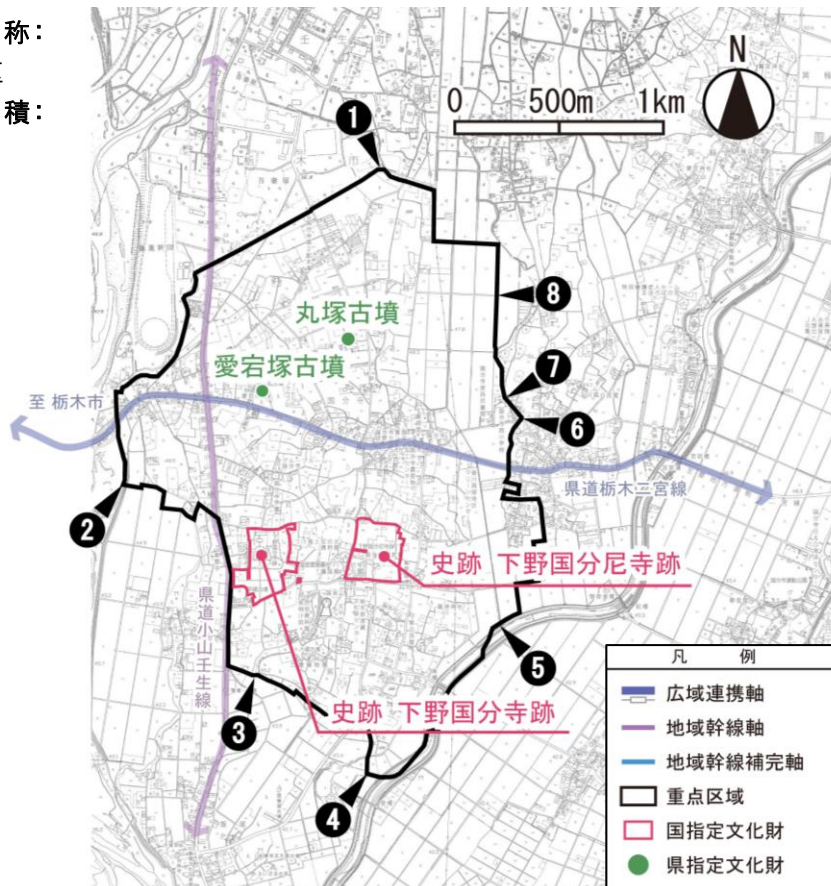
①～②	大字国分寺界（栃木市界）	⑤～⑥	大字国分寺・川中子界
②～③	大字国分寺界（小山市界）	⑥～⑦	市道 5112 号線
③～④	大字国紫界（小山市界）	⑦～⑧	大字国分寺・川中子界
④～⑤	大字紫・川中子界	⑧～①	大字国分寺界（壬生町界）

重点区域の名称：

国分寺地区

重点区域の面積：

360ha 程度



重点区域「国分寺地区」の範囲

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

本市では、「薬師寺地区」及び「国分寺地区」の2つの重点地区を設定することによって、本市に所在する4つの歴史的風致の維持向上を図る。

各区域において、重点的かつ一体的な事業を推進することにより、歴史的建造物の保存・活用、伝統文化の実践・継承、良好な市街地景観の保全・整備等を進めることができるとともに、本市の歴史的風致の維持向上に大きく寄与することができる。

歴史的風致の維持向上によって、本市の魅力を高めるとともに歴史文化に対する理解を深め、郷土に対する誇りや愛着が醸成され、歴史・文化を活かしたまちづくりを飛躍的に向上させる効果が期待できる。さらに、本市の歴史文化資源の魅力を向上させ、それらを発信することで、観光振興につながり、地域の活性化や経済効果等も期待される。また、関連する施策との連携を図り、一体的な事業を推進することで、周辺地域への影響や効果の波及も期待される。

4. 良好な景観形成に関する施策と連携

(1) 下野市の都市計画との連携

本市は、市全域が都市計画法第5条に基づく都市計画区域に指定されている。その内約13%（面積約9.8 km²）が市街化区域に指定されている。その他の区域は、開発行為や建築行為が原則的に制限されている市街化調整区域に指定されている。

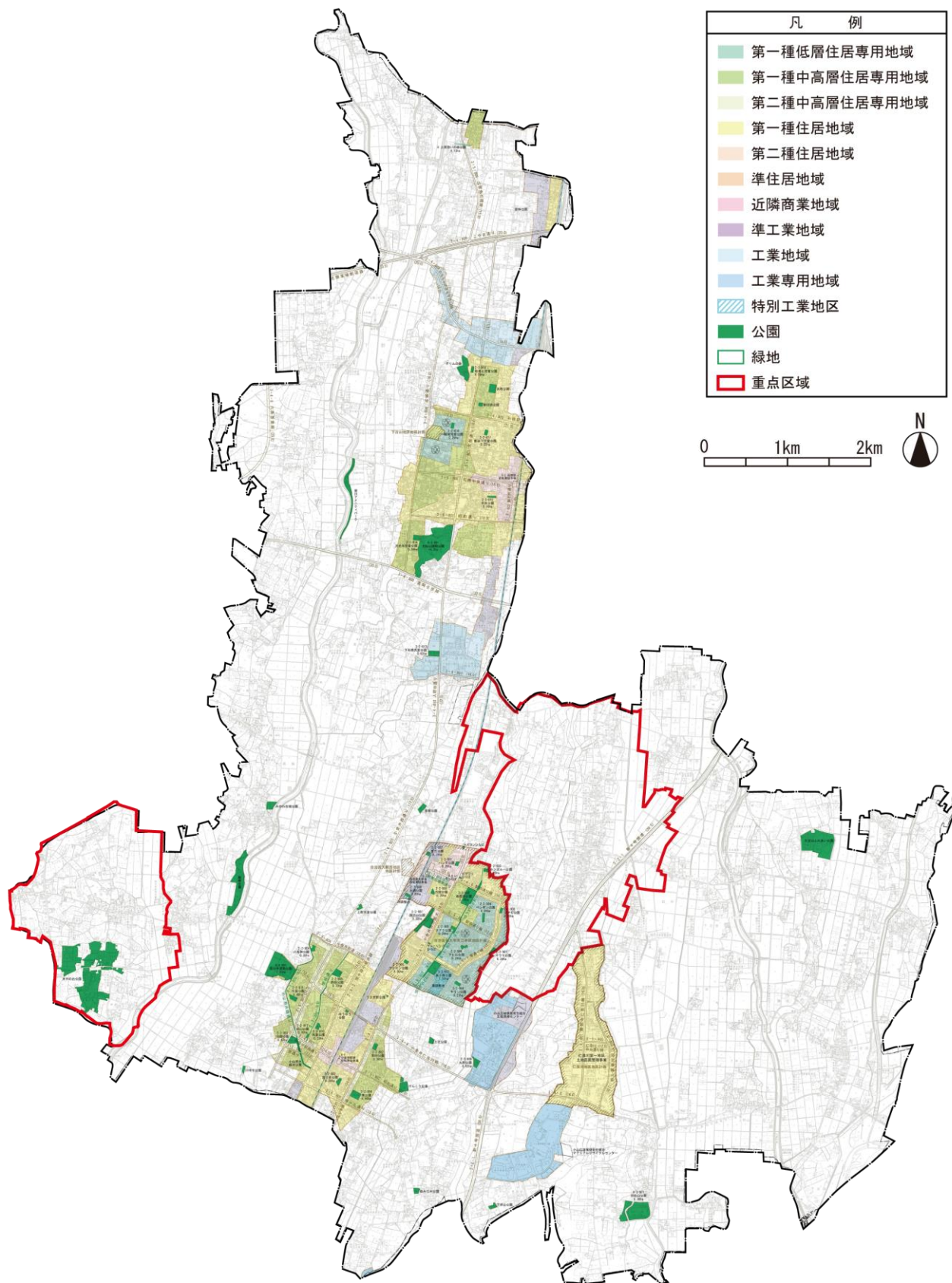
本計画の2つの重点区域は、「市街化調整区域」となっているため、まずはこうした指定の特徴を活用し、都市計画及び建築の制度や誘導施策と連携しながら、両重点区域の更なる歴史的風致の維持向上を図っていく。

(2) 景観施策との連携

本市は、平成31年度（2019）に景観行政団体となり、令和2（2020）・3（2021）年度にかけて景観計画の策定、景観条例の制定を行い、令和4（2022）年7月1日から景観計画及び景観条例を施行した。景観計画では市の全域を景観計画区域に指定し、景観形成基準を定め建築物等の誘導を進めることにより良好な景観形成に努めることとした。また、本計画における重点区域を「景観形成重点区域」の候補地としている。

「栃木県屋外広告物条例」では、国の指定文化財である下野薬師寺跡、下野国分寺跡・国分尼寺跡、小金井一里塚の指定範囲と緑地環境地域（自然環境保全法）の国分寺跡周辺2.04ha、北関東自動車道の中心線から両500mは、原則、屋外広告物を掲出できない禁止地域に指定されている。

第4章 重点区域の位置及び範囲



都市計画用途地域の範囲

(3) 文化財保護法との連携

重点区域「薬師寺地区」には、国指定の史跡である「下野薬師寺跡」が所在し、社寺の跡または旧境内一帯が史跡指定範囲となっている。本市では、「国指定史跡下野薬師寺跡 第2期保存管理計画」を策定し、保存管理の方向性を示すとともに、保存・整備・活用に取り組んでいる。

重点区域「国分寺地区」には、国指定の史跡である「下野国分寺跡」、「下野国分尼寺跡」が所在している。本市では、「下野国分尼寺跡及び周辺整備基本構想」、「史跡下野国分尼寺跡第2期保存整備基本計画」を策定し、下野国分尼寺跡だけでなく、下野国分寺と関連する史跡、その周辺に設置された施設等を含む範囲（天平の丘公園）を対象とし、史跡公園としての利活用に取り組んでいる。

また、地域に存在する文化財を近隣環境まで含め総合的に保存・活用するために「下野市歴史文化基本構想」が平成28年11月に策定された。

本計画の推進においても、これらの取り組みと連携することで、より効果的な歴史的風致の維持向上を図る。

- 1) 「国指定史跡下野薬師寺跡 第2期保存管理計画書」平成23年(2011)3月
- 2) 「下野国分尼寺跡及び周辺整備基本構想」平成24年(2012)3月
- 3) 「史跡下野国分尼寺跡第2期保存整備基本計画」平成25年(2013)3月

3) 国指定史跡下野薬師寺跡 第2期保存管理計画書

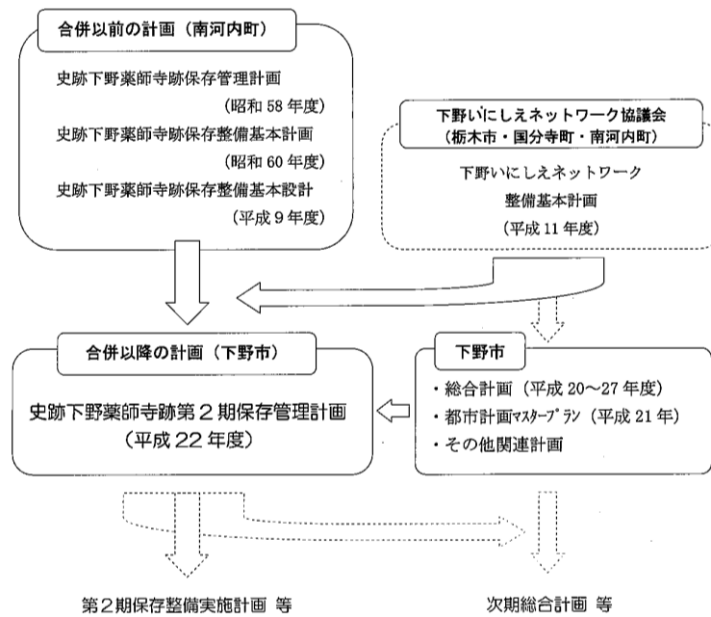
策定年月：平成23年（2011）3月

学術調査の成果をもとに保存・整備・活用が行われてきた下野薬師寺跡の恒久的保存を図るために策定された。昭和58年度に南河内町で策定された第1期保存管理計画の内容を踏襲しながら、平成23年3月に改定されている。

第1章 計画の概要

3. 計画の対象範囲と位置付け

・ 合併前後の計画について



合併前後の計画フロー

【文化財の保存管理活用を推進するにあたっての課題】

- ① 史跡の保存上の課題
 - ・ 市政指定範囲と遺跡規模の不一致
 - ・ 農作物による遺構（遺物）の攪乱
- ② 史跡及び周辺環境の保全上の課題
 - ・ 歴史的環境の保全対策の未整備
 - ・ 休耕地・廃屋の増加
- ③ 史跡の整備活用上の課題
 - ・ 公有地（整備待機地）の維持管理・活用方策の未整備
 - ・ 解説情報の後進と、活用施設の不足
 - ・ 関連文化財とのネットワークの未完

【保存管理活用の基本方針】

- ① 遺跡の規模に相応した追加指定範囲の検討
- ② 公有地化の推進と多様な維持管理活用方策の検討
- ③ 周辺環境の保全に向けた取り組みの推進
- ④ 2期整備の推進
- ⑤ 文化財群のネットワークの推進

4) 下野国分尼寺跡及び周辺整備基本構想

策定年月：平成24年（2012）3月

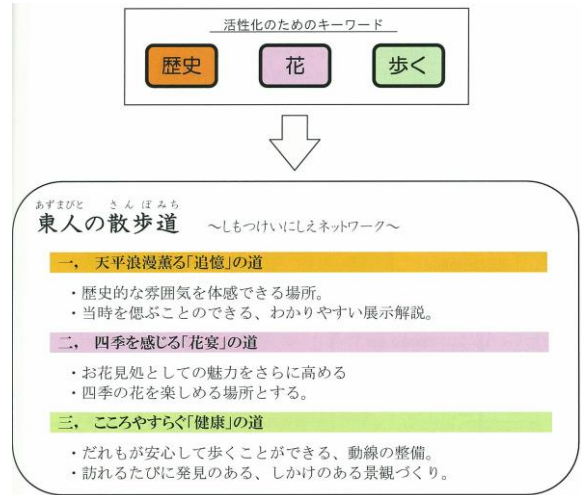
下野国分尼寺跡だけでなく、下野国分寺跡と関連する史跡、その周辺に設置された施設等を含む範囲（天平の丘公園）を対象とし、史跡公園としての利活用に関する再検討等を目的として策定された。

I 構想の概要

3. 構想策定の目的

具体的に以下の5点について検討を行う。

- ① 尼寺跡周辺整備に向けたテーマの設定
- ② 全体的な整備の方針設定
- ③ 対象範囲の特性に基づくゾーニング
- ④ ゾーン毎の整備の方針設定
- ⑤ 尼寺跡周辺整備に向けた事業計画の検討



整備の基本理念 整備の基本理念

IV 整備基本構想

1. キーワードと整備テーマ

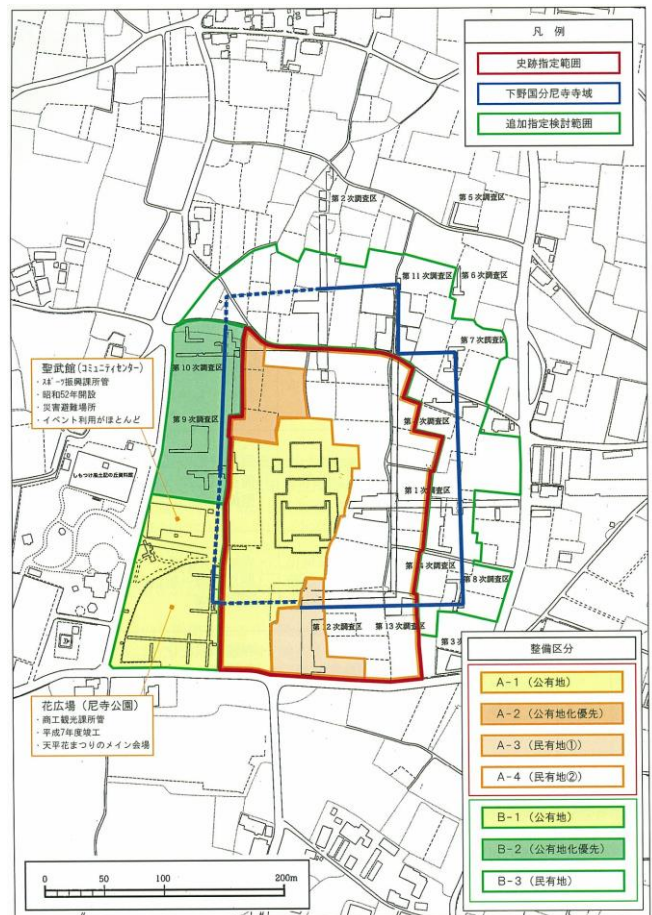
2. 整備の基本理念

以下5点の方針に沿って対象範囲内の整備方針等を検討していく。

- ・公園としての一体感の創出
- ・公園まで、公園での動線の改善（来やすい・歩きやすい）
- ・展示解説の充実（わかりやすい）
- ・イベント開催時以外の利用度の向上（リピーター）
- ・一体管理による統一感の保持と維持管理費の縮減

V 下野国分尼寺跡保存整備基本計画

本基本構想を受け、下野国分尼寺跡の再整備における基本計画について掲載している。寺域全域の追加指定、ならびに指定地内における公有地化事業の完了を長期目標とし、中・長期的な展望をもって、短期整備の具体的な方針の策定を目的としている。



整備区分図

5) 史跡下野国分尼寺跡第2期保存整備基本計画

策定年月：平成25年（2013）3月

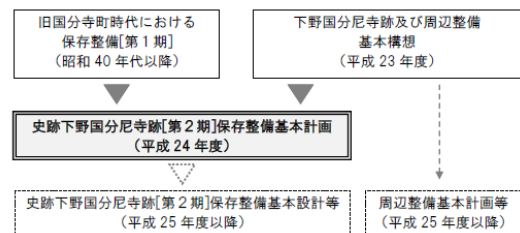
本計画は、昭和40年代（旧国分寺時代）の保存整備（第1期）と「下野国分尼寺跡及び周辺整備基本構想（平成23年度策定）」の内容をふまえ、中・長期的な展望も見据えた上での、国指定史跡下野国分尼寺跡における保存整備の短期の具体的な方針の策定および事業計画の検討を目的として策定された基本計画である。

近年の発掘成果や公有地化および周辺環境の現状をふまえて課題を整理し、第2期整備の対象を尼房跡・寺院地北西部周辺とし、事業計画等について検討している。

第1章 基本計画の概要

3. 計画の位置付けと対象範囲

- ・ 旧年来の整備と合わせて一帯であること
- ・ 指定地拡大と老朽化した諸施設の刷新を念頭に置いた新たな検討



計画の位置付け

第2章 史跡下野国分尼寺跡の概況

6. 追加指定・公有地化の考え方

7. 保存管理・活用の考え方

- ① 遺跡の規模に相応した追加指定範囲の検討
- ② 第2期整備の推進…尼房跡・寺院地北西部周辺
- ③ 公有地化の推進と多様な維持管理活用方策の検討
- ④ 周辺環境の保全に向けた取り組みの推進…歴史環境保全域の提案
- ⑤ 文化財群のネットワーク化の推進

第3章 基本計画

① 環境基盤整備…周辺環境の保全と修景

撤去・伐採／地盤整備／修景／環境保全

② 遺構保存整備…史跡の本質的価値の向上（顕在化）

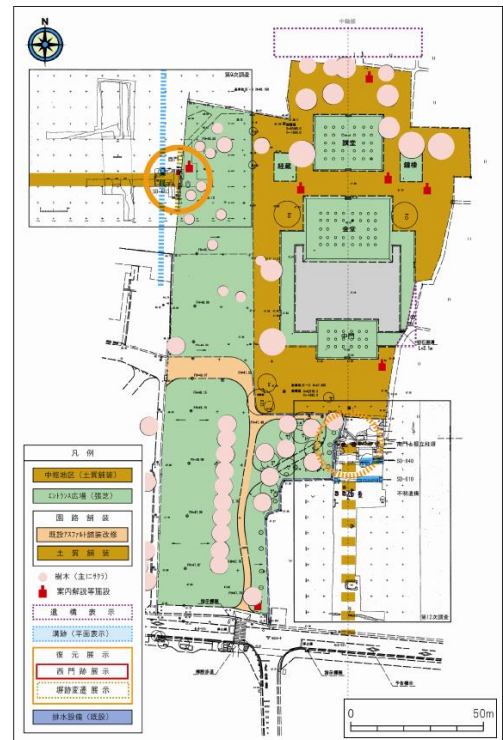
遺構表示（第1期部分・尼房跡・堀跡・溝跡）／復元展示（西門跡・その他の門跡）

③ 公開活用等施設整備…効果的な公開活用・管理運営

公開・活用施設（園路・案内板等）／便益施設／ガイダンス施設

第4章 事業計画

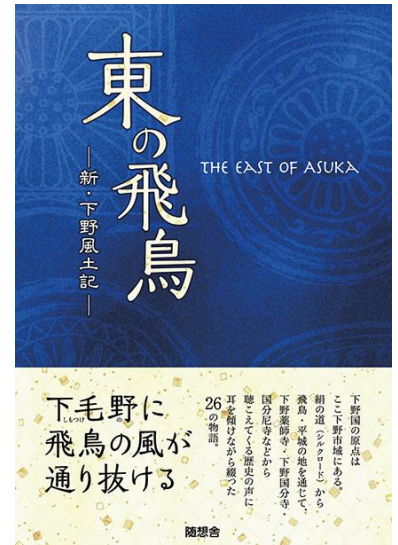
第5章 今後の展望



短期整備計画図

(4) 観光施策との連携

両重点区域周辺では、文化庁の「歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業」に基づく「東の飛鳥」を目指した観光拠点化推進事業（平成29年度採択）により、下野薬師寺や下野国分寺・国分尼寺をはじめとする飛鳥時代から奈良時代にかけての遺跡を活用し観光につなげる取り組みを展開している。



市の歴史や文化財に関するエッセイ集『東の飛鳥・新下野風土記』

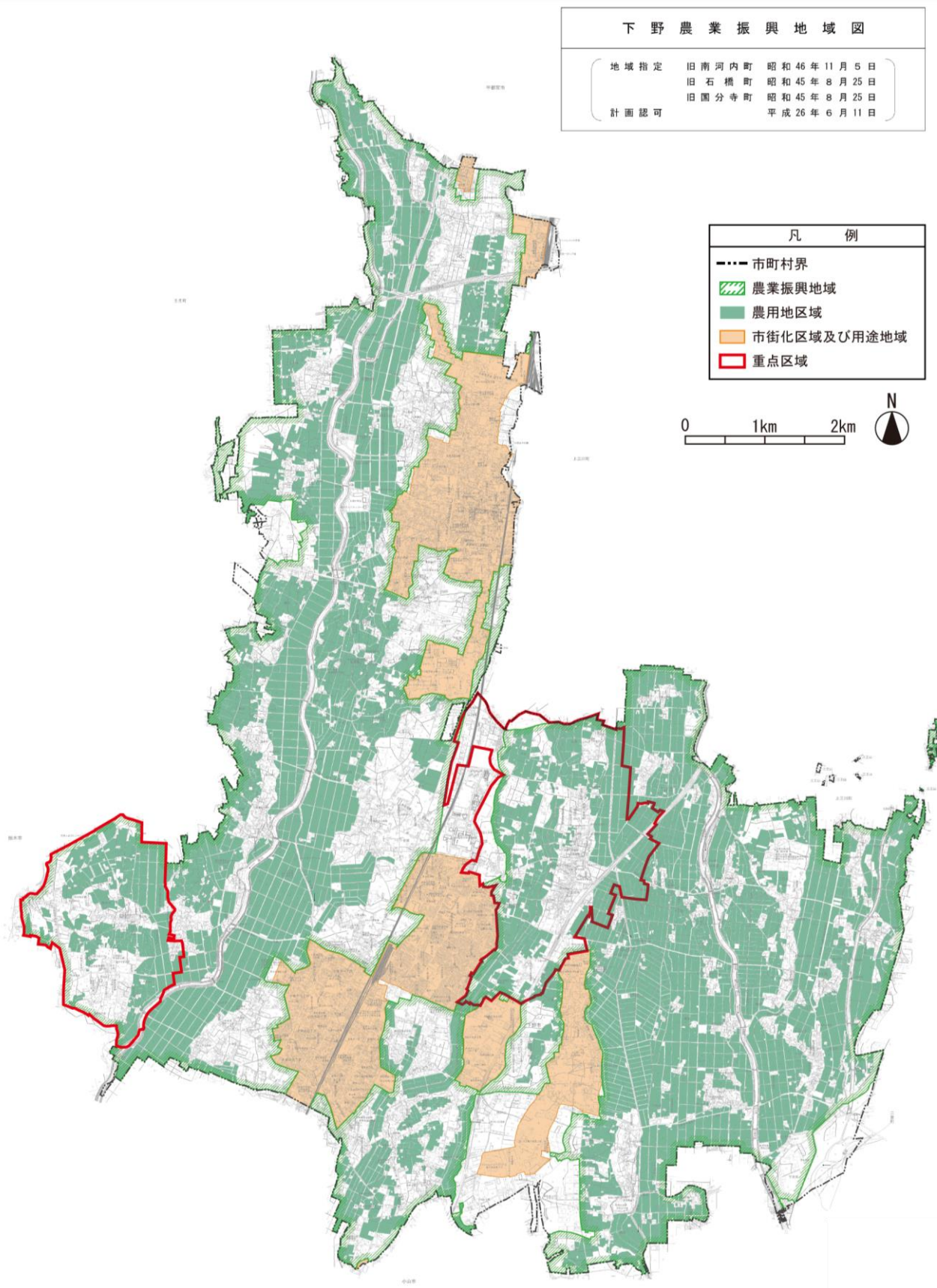
(5) 農業施策との連携

本市では、「農業振興地域整備計画書」において、農用地の利用や農業生産基盤の整備開発、農用地等の保全に関して方向性を示し、令和5年を目標年として農業振興に取り組んでいる。

本計画の重点区域は、両地区ともにほとんどが「農業振興地域」とされ、集住地や平地林等を外した範囲を「農用地区域」としている。

また、「産業振興計画」や「下野ブランド推進プラン」においても、農商工連携による下野ブランドの展開など、農産品の販路拡大、イベント実施による地域振興などの取り組みを展開している。

本計画の推進においても、営農活動を促進するとともに、良好な農業景観を後世に継承していくため、各産業分野とも連携して農業振興に取り組み、歴史的風致の維持向上を図る。



下野農業振興地域図